**サロベツマイハート工賃支給規定**

＜目　的＞

1. この規定は社会福祉法人サロベツ福祉会（以下「法人」という。）が運営する障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づ

き、生活介護・就労継続支援Ｂ型事業の利用者に対して支給する工賃について、必要な事

項を定めるものとする。

＜定　義＞

第２条　工賃とは、当施設が生産活動を通じて得た事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費

　　　を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより利用者の就労に対する

　　　意欲を高め、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援するために支

　　　給する。

＜生産活動の範囲＞

第３条　一日の所定生産活動時間は、原則９時から午後１６時のなかで訓練の段階に応じて設定す

る。所定の生産活動時間内であれば個別支援計画書に基づき行った作業に対して、日給単

位で工賃を支給することができる。

＜賃金の種類と支給額＞

第４条　工賃の種類は、基本工賃及び一時金とする。

　　　１．基本工賃は、日額給とし、一日あたりの日給に一ヶ月の総労働日数を乗じて得た額とす

る。日額単価は、第５条に基づいて算定されるものとする。

　　　２．一時金は、６月と１２月に支給する。支給額は生産活動事業実績に応じて支給し、その

　　　　都度決定する。

＜工賃及び一時金の財源＞

第５条　１．工賃…日額単位は、前年度収支実績もしくは年度当初予算を基に、生産活動における

事業収入から、必要経費を差し引いた額に相当する金額を財源とする。

　　　　２．一時金…当年度の生産活動における事業収入実績を勘案し、支給額を決定する。

＜支給日＞

第６条　毎月工賃の支給日は、２５日とし、一時金は６月　　日、１２月にあっては１２月　　日

　　　とする。ただし、その日が休日に当たる場合は、前日を支給日とする。

＜工賃計算の単位＞

第７条　工賃計算の単位は、円とし円未満の単位は切捨てとする。

＜諸記録＞

第８条　工賃の支給状況を常に明確にするために、次の記録を備える。

1. 給与明細表
2. 工賃支給台帳

附則

　この規定は、平成２５年４月１日から施行する。